



毎日新聞

3月15日(金)
2013年(平成25年)

成年被後見人に選挙権

東京地裁判決 喪失規定は違憲

成年後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定は法の下の平等などを保障した憲法に反するとして、ダウン症で知的障害がある茨城県牛久市の名見耶麻さん(50)が国に選挙権があることの確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、この規定を憲法に違反すると判断し、訴えを認める判決を言い渡した。同様の訴訟はさいたま市、京都、札幌の各地裁で起こされており、今回が初の司法判断。

(3面にクローズアップ、31面に関連記事、29面に判決要旨)

定塚誠裁判長は「選挙権を制限するやむを得ない理由があるとは認められない」と述べ、名見耶麻さんに対し「どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください」と語り掛けた。

000人(最高裁調べ)の選挙権にも影響を与える可能性がある。判決は、在外邦人の

◇判決骨子◇

- ・選挙権の制限は原則として許されず「やむを得ない」事由が必要
- ・成年被後見人が総じて選挙権の行使能力を欠くわけではないことは明らかで、選挙の公正を害する恐れも見いだし難く、一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとはいえない
- ・被後見人の選挙権を奪うのは「ノーマライゼーション」に基づく制度の趣旨に反し、国際的潮流にも反する
- ・被後見人に選挙権を与えない公選法の規定は憲法に違反し無効

投票を制限する公選法の規定を違憲とした最高裁大法廷判決(05年9月)を引用。今回問題となった規定が「公

正を確保しつつ投票を認めることが事実上不能か著しく困難で、選挙権の制限がやむを得ない場合に当たるか

どうかを判断した。投票には「物事の道理を理解する能力が必須」としたが、「成年被後見人を付ける際に審判で判断される財産の管理能力と、投票能力は明らかに異なる」と指摘。「成年被後見人が付けても投票能力のある人は少なからずいる」とした。

国側は「投票能力を個別審査する制度の創設は不可能で、成年後見制度を借用せざるを得ない」と主張したが、判決は「運用に困難が伴うからといって、一律に選挙権を奪うことが『やむを得ない』とはいえない」と批判した。さらに、障害者の自己決定を尊重し、通常の生活を営む社会を作る「ノーマライゼーション」という成年被後見制度の理念を重視。「選挙権を奪うことは制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する」と述べた。【鈴木一生】